

平成20年度災害救助担当者全国会議（別冊資料）

災害救助事務取扱要領

平成20年6月

厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

目 次

	頁
第 1 法による救助に関する基本的事項	
1 法による救助の原則	1
2 法による救助の性格	2
3 法による救助を実施する災害	3
第 2 実施体制等の整備に関する事項	
1 人的体制の整備	9
2 被害情報の収集・連絡体制の整備	9
3 市町村長に対する救助の委任	10
4 救助の応援	11
5 事業者団体等との協定	12
6 救助の実施体制に関する事項	12
7 災害救助基金の取扱いに関する事項	18
第 3 法による救助の実施に関する事項	
1 被害状況の確認・把握	20
2 被害の認定	20
3 情報提供	22
4 救助の実施時期と公示年月日	26
5 委任された救助の実施	26
6 応援による救助の実施	27
7 関係職員の派遣	29
第 4 救助の程度、方法及び期間に関する事項	
1 収容施設の供与	30
(1) 避難所の供与	30
(2) 応急仮設住宅の供与	42
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	52
(1) 炊出しその他による食品の給与	52
(2) 飲料水の供給	55
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	56
4 医療及び助産	58
(1) 医療	58
(2) 助産	63

5	救出及び死体の捜索	6 4
(1)	災害にかかった者の救出	6 4
(2)	死体の捜索	6 6
6	住宅の応急修理	6 7
7	学用品の給与	6 9
8	埋葬	7 2
9	死体の処理	7 5
10	障害物の除去	7 7
11	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	8 0
12	実費弁償について	8 7
13	共通的な留意事項について	8 7
14	特別基準に関する事項について	8 9
第5	救助事務費に関する事項	
1	救助事務費の範囲	9 1
2	救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項	9 5
第6	応急救助又は救助体制整備にあたっての留意事項	
1	救助に当たり特別な配慮を要する者への支援	9 7
2	情報提供	9 8
3	ボランティア活動との連携	9 9
4	救援物資・義捐金	1 0 0
5	住民に対する啓発	1 0 0
 (参考)		
別紙 1	新潟県中越地震時の協定書	1 0 2
別紙 2	平成19年(2007年)能登半島地震における住宅の応急修理 実施要領	1 0 3